

# お子さんへの与薬について

瑞穂市立保育所では、与薬の増加により、日常最も大切とされる安全・安心な保育業務に支障をきたすおそれがあるため、原則として与薬の代行は行いません。時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性けいれんの予防に使用する薬剤など、止むを得ないものに限って与薬の代行をします。

与薬の依頼の際は、主治医の意見書の提出がないものはお受けできません。

安全に与薬を行うため、保護者のかたには与薬の依頼前に必ず以下の要領に同意していただきます。

- 1) お子さんへの与薬は、本来、保護者が保育所に登所して与えていただくものですが、緊急時や止むを得ないと主治医が判断した場合(主治医の意見書に明記)で保護者が登所できないときには、保護者と保育所が協議したうえで、保護者の責任のもと、保育所の担当者が保護者に代わり与薬をします。この場合A「与薬に関する主治医意見書」(以下Aという)とB「与薬依頼票(必要事項を記載して)」(以下Bという)及び「薬剤情報提供書」を与薬する薬に添付し、原則、所長又は、主任に必ず手渡ししてください(なお、与薬に関する主治医意見書がない、与薬依頼票に捺印がない等書類に不備がある場合は与薬できません)
- 2) 与薬する薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方により薬局で調剤されたものに限ります。保護者の個人的な判断で持参された薬(市販薬品等)は、保育所では与薬できません
- 3) 薬は、今回の病気で処方された期間内のものを、当日分のみお預かりします
- 4) 薬の種類によっては、保育所での与薬ができない場合があるため、ご了承ください
- 5) 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」などのように症状が出たら薬を与えなければならない場合、与薬の要否の判断が保育所では困難なため対応できません
- 6) 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病などのように経過が長引くような病気)で、どうしても与薬をしなければならない場合には、保育所にAとB及び「薬剤情報提供書」を提出していただくと共に、常に保育所と連携してください
- 7) お子さんが主治医の診察を受ける際には、保育所にて保育されている時間帯及び、保育所では原則と薬(使用)ができない旨を主治医にお伝えください  
朝・夕の2回の与薬を処方されたものについては、ご家庭で与薬をしてください  
保育中に止むを得ず与薬の必要がある場合のみ、与薬の申し出を行ってください
- 8) 与薬する薬の持参について
  - ① 処方の薬には、必ずA、B及び「薬剤情報提供書」を添付して下さい。なお、「薬剤情報提供書」は、お子さんに与薬した報告書(Bの下の部分)及びAの写しと一緒にお返しします  
※上記ABの様式は、各保育所に設置あるいは、市のホームページよりダウンロードできます
  - ② 薬の袋や容器には、お子さんの氏名および与薬方法(食前・食後等)を必ずご記入ください
  - ③ 与薬する薬は、1回分ごとに分けて、当日分のみご持参ください
- 9) 以上のことに不備のある場合は、与薬を実施いたしません  
※お子さんが薬を飲むことを強く嫌がった場合、飲みこぼした(与薬による)場合などは、それ以上に与薬は行いませんので、ご了承ください

